

定 款

一般社団法人 栃木県一般高圧ガス安全協会

一般社団法人 栃木県一般高圧ガス安全協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人栃木県一般高圧ガス安全協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、一般高圧ガスによる災害を防止し、県民の生命と財産を守るため、消費者等に対し、高圧ガスに関する知識の普及と意識の高揚を図るとともに、高圧ガスの保安に関する調査研究や防災活動を推進することによって、公共の安全と一般高圧ガス事業の健全なる発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一般高圧ガスの保安に関する調査・研究
- (2) 関係施設等の点検調査及び指導・助言
- (3) 一般高圧ガス取扱者を対象とした各種保安講習会の開催
- (4) ガス溶接技能講習会及びアーク溶接特別教育講習会の実施
- (5) 地域防災対策事業
- (6) 高圧ガス容器管理対策事業
- (7) コールドエバポレータ（CE）保安検査事業
- (8) 官公庁・関係団体との連絡調整及びこれらと連携して行う事業
- (9) 会員相互の連絡協調及び情報の収集・提供
- (10) 会員の福利厚生に関する事業
- (11) その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 栃木県において高圧ガス保安法に基づく許可を受け、又は届出をした一般高圧ガスの製造業者又は販売業者で、この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 賛助会員 次に掲げる者

(ア) 栃木県内において一般高圧ガスを使用している消費者及び高圧ガスの運送を業とする者で、この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人

(イ) (ア)に掲げる者のほか、この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(社員資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会員になった時及び毎年、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 会員になろうとする者は、会員総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、会員総会の1週間前までに、当該会員に除名の主旨を通知するとともに、会員総会において、決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 会員総会

(構 成)

第11条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第 12 条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 13 条 会員総会は、定時会員総会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 14 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 15 条 会員総会の議長は、当該会員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 会員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 17 条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決権を有する総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他の法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、会長及び議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

3 議事録署名人は、当該会員総会において正会員の中から選任する。

第5章 役員

(役員の設置)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 13名以上15名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち3名を副会長とする。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第3項の副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 20 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況について調査することができる。

(役員の任期)

第 23 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権

利義務を有する。

(役員の解任)

第 24 条 理事及び監事は会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会員外から選任された理事及び監事に対しては、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(相談役等)

第 26 条 この法人に、任意の機関として、3 名以下の相談役又は顧問を置くことができる。

2 相談役及び顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること

3 相談役は、役員経験者から選出し、その選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、会員外から選出し、その選任及び解任は、理事会において決議する。

5 相談役及び顧問の報酬は、無償とする。

第 6 章 理事会

(理事会の設置)

第 27 条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招 集)

第 29 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決 議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計等

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、常に定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (剰余金)

第35条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 37 条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 38 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、布川雅博とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 32 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。